

## 2 「地域包括ケアを支えるネットワーク構築マニュアル ～ “とちぎ方式” によるネットワークづくりを目指して～

(平成20年10月 栃木県保健福祉部高齢対策課)【抜粋】

## Ⅱ ネットワークの構築

### 1 地域を知る

地域包括支援センターの担当する区域は、センターごとに、面積や人口、高齢化率、地形、歴史あるいは住民の意識などに多様性があります。また、担当区域内でも地区ごとに違いがある場合もあります。

地域包括支援センターが、地域で高齢者を支える中核機関としての役割を果たすためには、まず、担当する区域にはどのような特性があるのか把握すること、つまり「**地域を知る**」ことが重要です。

地域を知るためには、地域に向いて地域の現状や歴史を知ることや、住民の集まりに参加することなどにより住民の生の声を聞くことが必要です。なお、地域について書かれた本や資料は、地域の歴史や文化について、より深く知る手がかりとなります。

また、行政が実施する各種アンケートや地区懇談会で得られた情報などを分析することも、地域を知る一つの方法です。

地域を知ることで、地域が抱える課題や住民のニーズを正しく把握できるようになります。

なお、地域の状況は時間の経過とともに変化しますので、定期的に把握することが大切です。

### 2 地域との繋がりをもつ

地域包括支援センターが地域の中で活動を続けていくためには、地域の住民や関係者の方々に、センターの目的や機能を知ってもらい、有機的な繋がりをもつことが重要です。

パンフレットやポスター、ホームページ等により、多くの地域包括支援センターがPRを行っていますが、それだけでは地域の住民、関係者の方々と十分な繋がりをもつことができません。

信頼感のある繋がり築くためには、地域の会合や行事などへ積極的に参加して、「**顔の見える関係**」を築くことが大切です。

地域の会合等に参加する際にも、ただ参加するのではなく、話題（介護予防や認知症等）を提供したり、地域包括支援センターが地域にどのようなメリットを提供できるのかなどを、分かりやすく説明するようにするとより効果的です。

地域包括支援センターの存在を地域に広く周知することは、市町の役割でもあります。例えば、地域包括支援センターが地域の会合に初めて参加する場合などは、市町（職員）の橋渡し等があれば、地域社会の繋がりの中に、より円滑に入ることができると考えられます。また、より親しみやすく分かりやすい“名称や愛称”をつけることで、地域にとって身近な相談窓口であるということの周知につながるものと考えられます。

職員が異動等で交替することがあっても、地域包括支援センターが地域の中で頼れる組織として活動できるよう、センター職員の重要な業務の一つとして、定期的に自治会の役員を訪問するなど、組織的かつ繰り返しの活動が求められます。

こうして開拓した人や組織との繋がりは、センターが地域社会の中で様々な活動をする上で大きな財産となります。

### 3 社会資源を把握する

地域包括支援センターが、高齢者の相談支援を行うためには、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者やNPO・ボランティアなど、高齢者を支えるために活用できる社会資源を洗い出す作業が必要となります。

地域の社会資源に関する情報の一部は、市町（福祉担当課・保健担当課等）、社会福祉協議会、各種計画書（老人保健福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画等）、インターネット（WAM-NET等）などから得ることができます。

また、地域住民の相談支援活動を行っている在宅介護支援センターなどが蓄積してきた情報を活用することも大切です。

フォーマルな資源だけでなく、ボランティアなどのインフォーマルな資源についても、市町の市民活動サポートセンターや社会福祉協議会のボランティアセンターなどを活用してできる限り把握します。

人的な資源だけでなく、公民館や公園などの利用可能な施設や高齢者を支える上で重要な役割を果たす各種サービスなども把握します。

また、地域に既存のネットワークがあれば、その構成や活動状況等を把握しておくことも重要です。このような既存のネットワークは、地域包括支援センターにおけるネットワークづくりにおいて重要な役割を果たす場合があります。

なお、本来、高齢者への支援を目的としたものでない資源であっても、見守り等のための貴重な資源となる場合があります。

### 4 社会資源を整理する

洗い出した社会資源は、ネットワークの必要性やネットワークにおいて自らに期待される役割を理解してもらうことで、ネットワークの構成員となります。また、何らかの対応を要する事態となった際に対応してもらう社会資源でもありますので、その情報を活用しやすいように整理することが必要です。整理することにより、把握した社会資源を地域包括支援センター内で共有できるようになります。

社会資源の整理は、地域包括支援センターがネットワーク構築を進める上で大変重要な作業であると同時に、地域の高齢者からの相談を受け、適切な制度やサービス・事業所を紹介する業務を効率化、容易化します。

整理の方法としては、リストやマップの作成が挙げられます。

## (1) リストの作成

地域の社会資源について、それがどのような機能・役割を果たしているか、所在地・連絡先・連絡担当者などを調査して、実際に活用できるよう一覧表（リスト）として整理します。

活用できる資源として位置づけリストに掲載する際には、ネットワークの趣旨や相手方の役割を十分に説明し、ネットワークがスムーズに機能するよう働きかけを行った上で、相手方の同意を得ることが求められます。

## (2) マップの作成

社会資源のリストを作成したら、その次の段階として、それら社会資源を地図上に落とし、社会資源マップとして整理します。

地図上に情報を落とすことにより、どこにどのような社会資源があるかを視覚的に捉えることができます。これにより、相談を寄せた高齢者等の居住地と対応可能な資源の位置が明確となり、迅速な対応が可能となります。また、地域内における資源の偏りなどの問題点が明らかになる場合もあります。

社会資源の情報だけでなく、支援を必要とする高齢者の情報をマップに掲載すると、更に利用しやすくなりますが、その場合には、自らの情報がマップに掲載され複数の人の目にふれることについて高齢者本人の同意を得ることが不可欠であり、作成したマップの管理には十分な注意が必要となります。

マップの作成にあたっては、担当区域の住宅地図を使用する方法や、電子媒体の地図情報を用いて作成する方法が考えられます。

## (3) 情報の共有・更新

作成したリストやマップは、地域包括支援センターが日々の業務で活用するとともに、ネットワークの構成員や地域住民の間でも共有することが重要です。

なお、地域の社会資源は、時間の経過とともに増減し、また内容も常に変化します。定期的なリストやマップに掲載された情報の見直しを行い、内容を更新して最新の状態を保つことが必要です。

# 5 人材の確保と資質の向上

## (1) 人材の確保

地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定も受けており、包括的支援業務と介護予防支援業務の2つの業務を行っています。

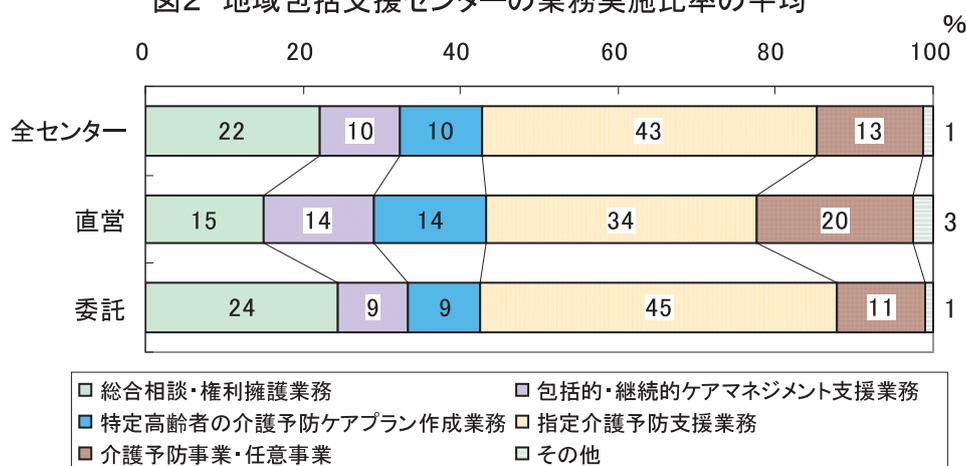
栃木県が平成20年7月に地域包括支援センターの実態調査を実施したところ、センター職員の多くが2つの業務を兼務しているほか（図1）、兼務する職員は介護予防支援業務に従事する割合が多く（図2）、包括的支援業務に十分に取り組めていない実態が明らかになりました。

図1 地域包括支援センターの職員数(H20年4月末時点)

区分		人数(人)	割合(%)
包括的支援業務に従事する職員	包括的支援業務専従職員	30.1	9.7
	兼務職員	246.2	79.3
介護予防支援業務に従事する職員	介護予防支援専従職員	34.2	11.0
合計(83センター)		310.5	

※人数は常勤換算方法による。

図2 地域包括支援センターの業務実施比率の平均



地域包括支援センターには、介護予防支援業務に加えて、地域のネットワーク構築などを行う包括的支援業務にも積極的に取り組めるような体制整備が求められます。

そのためには、市町の支援を得るなどして、積極的に人材の確保を図ることが求められます。

また、市町には、包括的支援業務に係る「地域支援事業交付金」と介護予防支援業務に係る「介護報酬」の2つの運営財源を有効に活用するなどして、地域包括支援センターの運営を支援することが求められます。

## (2) 資質の向上

地域包括支援センターがネットワークを構築し維持していくためには、各専門職がそれぞれの専門分野にかかわる課題にのみ対応するのではなく、「チームアプローチ」の考え方のもとで、お互いに連携することが必要です。

そのためには、センター内で、定期的に業務内容の報告や助言をし合ったり、勉強会を開催するなどして、お互いの専門分野を理解し、センターの役割や業務の目的を共通認識することが求められます。

また、行政や社会福祉協議会などが開催する、センター業務に役立つ研修会等にも積極的に参加し、常に資質の向上を図ることが求められます。

なお、センターの職員は、多忙な業務の中で、ネットワークの構築等に取り組むこととなりますので、組織としてメンタルヘルスを含む職員の健康管理に努めることも、職員の定着率を高め、職員の資質向上を図る上で大切です。

## 6 ネットワーク構築の手順

### (1) ネットワークのイメージ

高齢者の生活を地域で支えるためのネットワークは一つではなく、いろいろなかたちがあるものです。

このマニュアルでは、地域において、次のとおり大きく3つに区分したネットワークが必要であるとイメージしており、地域包括支援センターが核となって構築するネットワークとして、「安全・安心を支える見守りネットワーク」を想定し、そのネットワーク構築の手順を示しています。

#### 安全・安心を支える見守りネットワーク

地域で高齢者を支える役割を担う社会資源が連携し、高齢者の安全・安心な生活を支えるため、見守りや安否確認を行い、支援を必要とする高齢者を発見するとともに、当該高齢者に対する支援や専門機関へのつなぎなどを行います。このネットワークは、地域包括支援センターがコーディネーター役となり構築します。

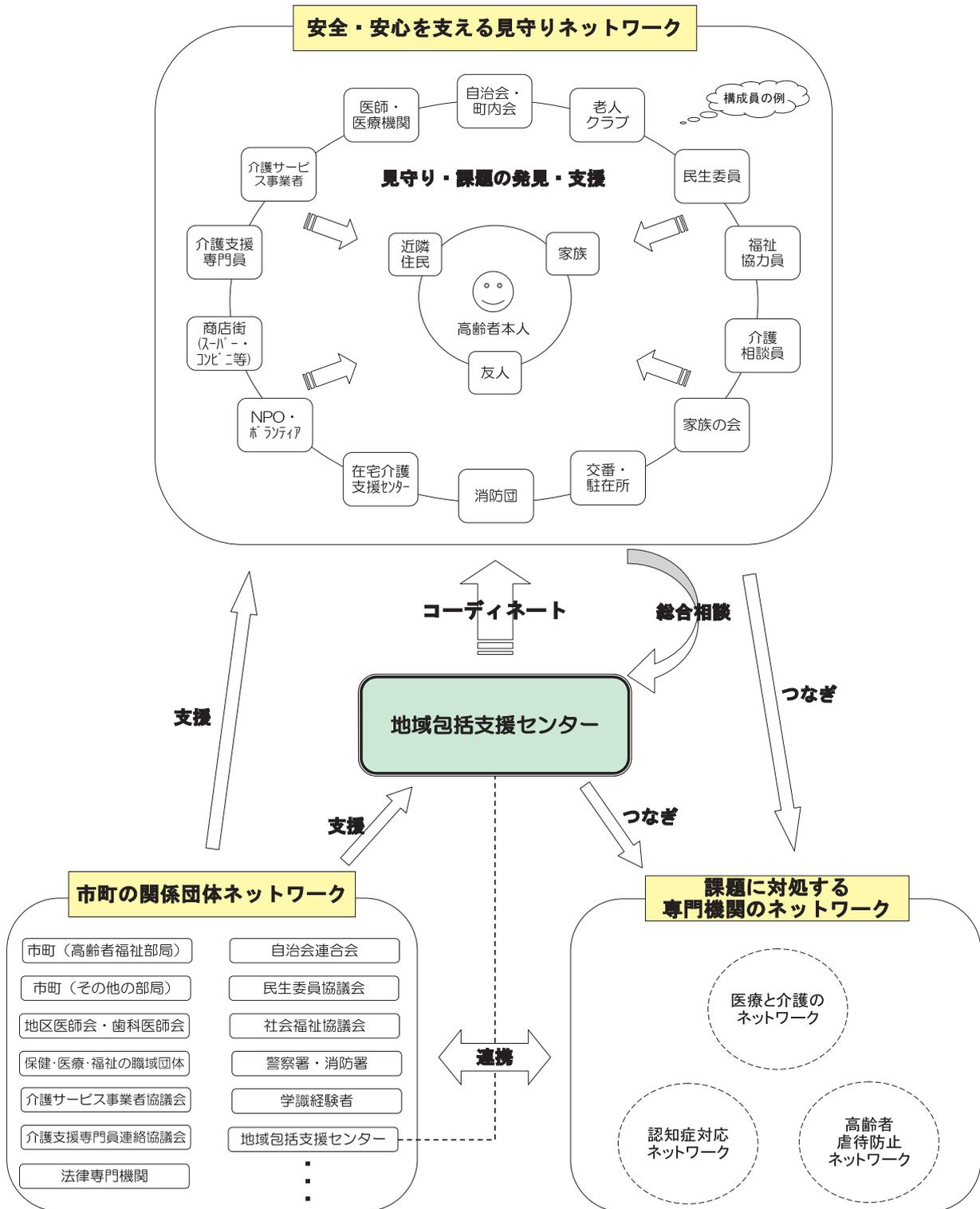
#### 市町の関係団体ネットワーク

市町の高齢者福祉部局を始めとした関係各部局、市町の区域を統括する関係団体などにより構成され、関係者間の共通理解の醸成や連絡調整を図り、「安全・安心を支える見守りネットワーク」の構築に向けた環境整備や維持・発展のための支援を行います。このネットワークは、「安全・安心を支える見守りネットワーク」の持続性のためにも市町が主体となって構築します。

#### 課題に対処する専門機関のネットワーク

「安全・安心を支える見守りネットワーク」では対応できない専門的な課題について、専門家・機関やサービス提供事業者が連携を図り、解決に向けて対応します。このネットワークには、医療機関や介護サービス事業所・ボランティアなどが参画する在宅療養支援ネットワーク、市町や医療機関などが参画する認知症対応ネットワークや高齢者虐待防止ネットワークなどがあります。

【ネットワークの相関関係】



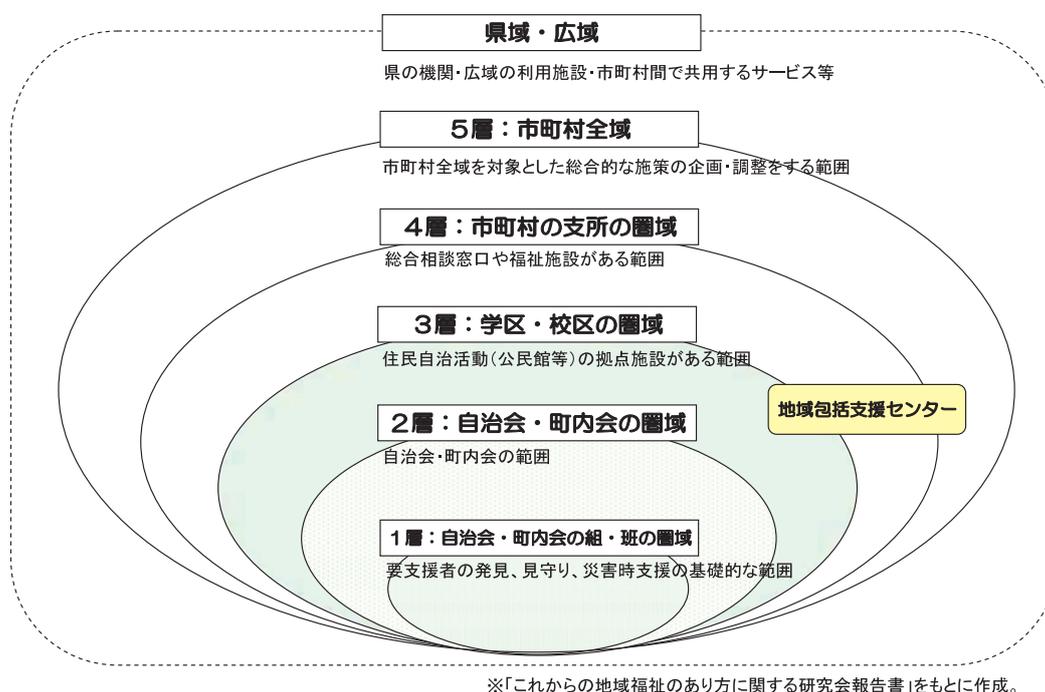
参考

## (2) ネットワークの圏域

ネットワークの圏域は、地域包括支援センターの担当区域により設定することが想定されますが、担当区域の規模によっては、複数の地区に区分してネットワークの構築を図ることが求められます。また、都市部であるか、農村部であるかによって、あるいは、地域の社会資源の実態等によってもネットワークの圏域は異なってきます。

地域においては、下図のように重層的に圏域を捉えることができますが、地域包括支援センターが取り組む「安全・安心を支える見守りネットワーク」が有効に機能するためには、お互いの顔が見える関係を築くことが重要であるため、できるだけ「3層」でネットワークを構築することが望まれます。

### 【圏域のイメージ】



## (3) 共通理解に向けた働きかけ

ネットワークを構築するためには、地域の住民や関係機関にもネットワークの必要性について、理解してもらうことが大切です。この理解が不十分であるとネットワークが立ち上がったものの活動が活発でないなどということになりかねません。

地域包括支援センターは、それぞれの地域の現状を踏まえて、どのようなネットワークとするかを考え、市町とともに関係者を集め会議等を開催したり、地域の会合等へ参加して、また、関係団体や事業所へ訪問するなど、ネットワークの目的や必要性などを十分に理解されるよう働きかけます。

その際には、漠然とネットワークの必要性を訴えるのではなく、実際にネットワークが構築できたことにより支援が上手くいった事例などを具体的に説明すると効果的です。

また、一つ一つの相談事例への対応や支援の取組の中で繋がりができた関係者に対して、ネットワークの働きかけを行うことも大切なことです。

地域包括支援センターの職員には、ネットワークの構築ということを常に念頭において、日々の活動を行うことが求められます。

## (4) 安全・安心を支える見守りネットワークの立ち上げ

### ①連絡会の開催

ネットワークの必要性について関係者の共通理解が図られたら、地域包括支援センターは、関係者が集まる会議等（以下「ネットワーク連絡会」という。）の開催をコーディネートします。

ネットワーク連絡会においては、地域の関係者がそれぞれどのような活動をしているのかやネットワークで果たす役割について話し合い、お互いの理解を深めて、顔が見える関係づくりを行います。

それとともに、地域の現状や課題について、情報交換や意見交換を行い、地域の特性に応じた見守りネットワークの姿をより具体的にしていきます。話し合いは一度で済むものではなく、何度も積み重ねていくことが必要です。

この時期までに、ネットワーク連絡会の構成員の情報は、地域の社会資源としてリスト化やマップ化しておきます。

また、継続した活動のために、ネットワーク連絡会の目的、運営体制、活動内容などを会則といった形でまとめます。

ネットワーク構成員であること、あるいは高齢者を支える社会資源としてリストに記載されていることを表示するステッカー等を作成し、構成員の店頭に掲示することなどもネットワークの持続性を図るとともに、住民が情報を提供しやすくしたり、相談しやすくなる方法の一つと考えられます。

### ②ネットワークの立ち上げ

ネットワークの立ち上げにあたっては、各構成員の役割分担と日頃の連絡体制を明確にするとともに、作成した社会資源のリストやマップをお互いに共有することが必要です。

#### 〈小さなネットワークから〉

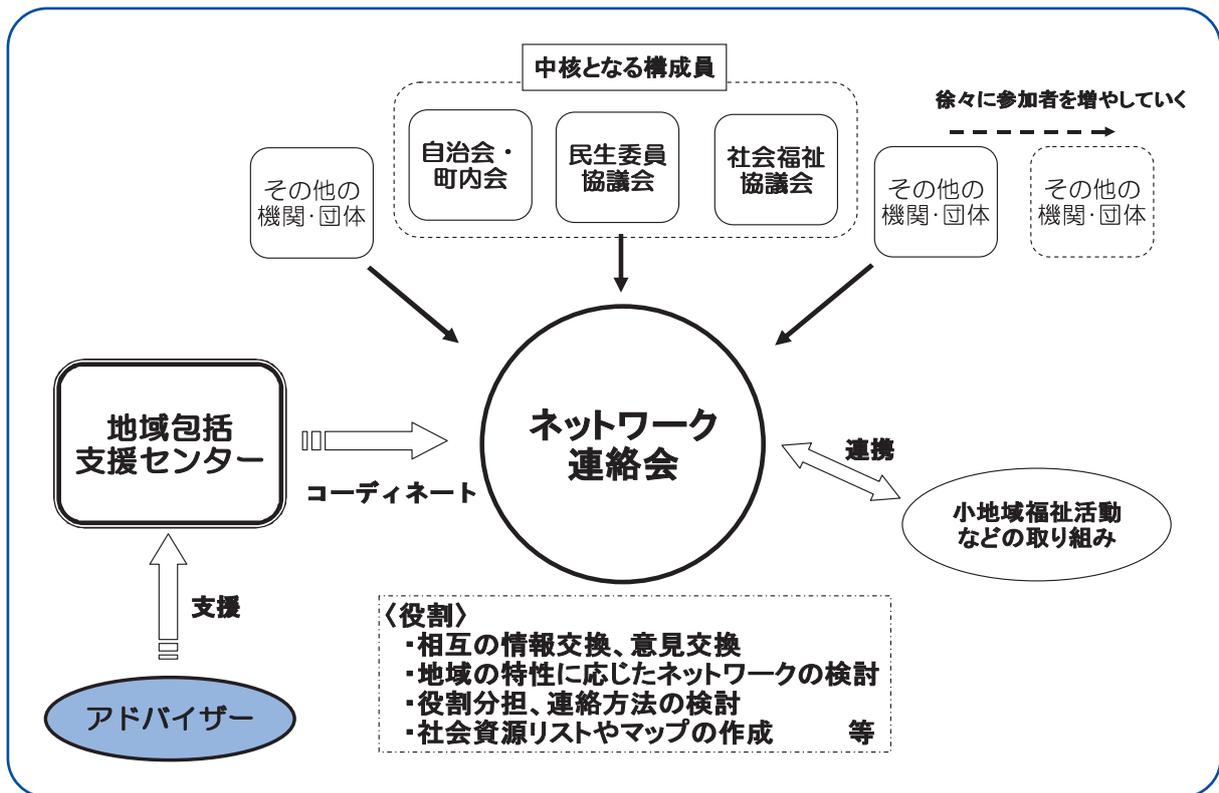
できるだけ多くの社会資源に構成員となってもらい、より充実したネットワークを立ち上げることは大切ですが、始めから多くの関係者を参加させようとすると、ネットワークの立ち上げまでに長い時間がかかると想定されます。

そのため、栃木県では、まず住民の生活を多くの側面で支えている「自治会・町内会」、民生委員の連携・協働を進める「民生委員協議会」、地域福祉の向上に向けて様々な取り組みを行う「社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）」の3者を基礎的構成として、小さな組織でネットワーク連絡会を開催し（ネットワークを立ち上げ）、そこから徐々に参加者数を増やしていく方法が有効と考えています。

#### 〈小地域福祉活動などとの連携〉

県内には、社会福祉協議会が推進する、小地域福祉活動（ふれあい・いきいきサロンや小地域ネットワーク活動等）などが活発に行われている地域があります。

ネットワークの立ち上げに際しては、そのような従来から取り組まれてきた地域の支え合い活動と連携を図ることが大切です。



### ③研修への参加

地域包括支援センターの職員が、ネットワークを構築するための手法を習得するためには、行政が実施する研修会や先進事例の報告会等に参加することも有効です。

栃木県においても、ネットワーク構築を支援する研修会を開催することとしています。

### ④アドバイザーの活用

実態調査によると、地域包括支援センターの職員は、センターにおける勤務年数やセンター以前の経験年数にバラツキがあり（図3、4）、専門職としての経験年数が少ない職員もいる実態が明らかになりました。

日々の業務多忙の中、経験不足という課題を抱える地域包括支援センターにおいては、ネットワークの構築に際し外部の専門家の支援を受けることも有効です。

栃木県では、ネットワークの構築を支援するために、ネットワークアドバイザー（ネットワークづくりに知識や経験を有する専門家）に協力してもらえる体制を設けています（平成20年10月時点）。

アドバイザーは、それまで地域に存在した人と人との繋がり等を発展させる形で、当該地域に適合したネットワークの構築について、助言したり、直接参加したりすることになります。

図3 地域包括支援センター職員の勤務年数

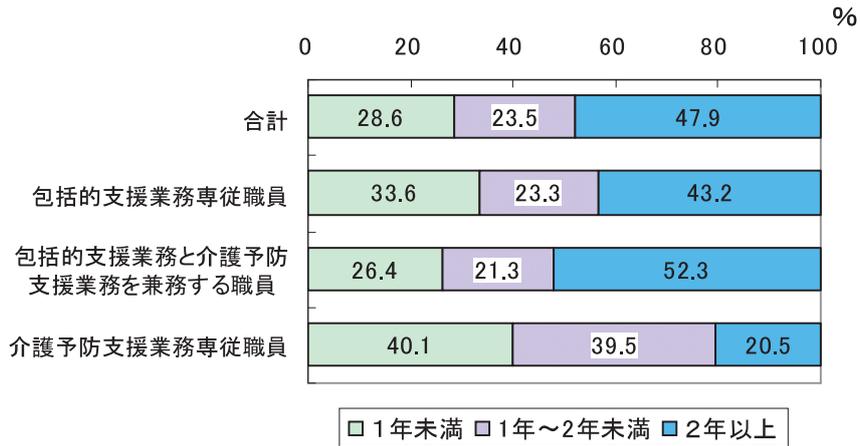
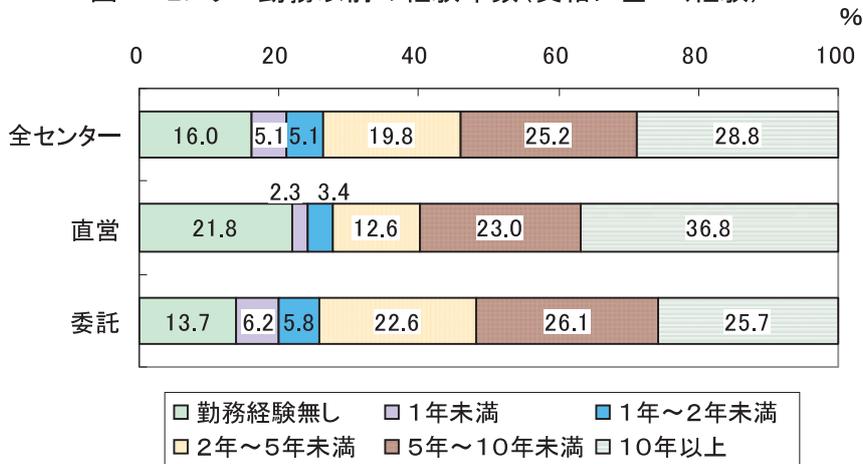


図4 センター勤務以前の経験年数(資格に基づく経験)



## (5) 見守りネットワークの活用

### ① 要支援高齢者の発見

地域包括支援センターは、ネットワークを活用して、支援を必要とする高齢者の情報を得て、総合相談・支援につなげることとなります。

そのためには、高齢者がどのような状態にあるときセンターに連絡をするのか、そのポイントをまとめた資料を作成し、あらかじめネットワークの関係者に配布しておくことが重要です。

### ② 継続的な支援

支援を必要とする高齢者について、継続的な関与が必要と判断された場合は、地域包括支援センターが単独で関わるのではなく、ネットワークの構成員が役割を分担し連携して支援を行います。

また、支援内容を検討するにあたり、ネットワーク構成員のうち、支援を必要とする高齢者に対応したメンバーを集めて、個別のケース会議を開催することもネットワークを活用した支援の一つであり、このようにして形成された小規模なネットワークが「課題に対処する専門機関のネットワーク」の形成につながります。

### ③専門機関ネットワークへのつなぎ

地域包括支援センターでは、高齢者の抱える課題が医療や虐待に係るものであり、見守りネットワークの中で対処するよりも、専門家による対応が適切と判断される場合は、医療と介護のネットワークや司法関係者などが参加している高齢者虐待防止ネットワークなどの専門機関のネットワークへつなぎ、対応を依頼することとなります。

さらに、作成した社会資源のリストやマップをネットワークで共有し、見守りネットワークの関係者が、支援を必要とする高齢者を、自ら専門機関のネットワークへつなぐことができるような体制づくりが求められます。

## (6) 見守りネットワークの発展のための取り組み

### ①交流の場の確保

ネットワークを活用した支援を続けていくためには、地域の中に住民や関係者が交流できる場の存在が重要となります。

地域包括支援センターがその場となることも想定されますが、より気軽に集まることができる場所が望まれます。

公民館、自治会館、空き店舗、空き家、廃校となった建物や余裕教室等の学校施設、あるいは個人宅など様々な形態がありますが、地域住民の“つぶやき”を拾い上げるためには、住民がいつでも立ち寄れて、いつでも誰かがいて連絡がとれるサロンが重要です。

このようなサロンには、設定の目的を超えて、まちづくりの拠点にも発展していくことが期待される場所です。

### ②定期的な情報交換

ネットワークは構築して終わるものではありません。時間の経過とともに地域のニーズや社会資源の状況は変化するものですし、また、異動等により担当者が交替することもあります。地域包括支援センターと市町は、ネットワークを形骸化させないように努めることが必要となります。

そのため、ネットワーク連絡会は、ネットワークの立ち上げの後も、定期的に、あるいは随時開催し、ネットワークの活動状況の把握や情報の共有を図るなど顔が見える関係を維持することが必要となります。

また、実際に支援を行った事例の報告や、支援に役立つ情報について勉強会を行ったりするなど、ネットワークの必要性を常に認識されるような取り組みを行わなくてはなりません。

ネットワークを構成するメンバーも固定されるものではなく、状況の変化に応じて新たな参加者をつのっていきます。

### ③市町などとの協働

見守りネットワークの維持・発展のためには、市町が直接に、また市町が構築する関係団体のネットワークが見守りネットワークをバックアップしていくことが重要です。

また、市町は、関係団体のネットワークを活用し、見守りネットワークの維持・発展のための支援を行うことが求められます。

## 7 留意事項

### (1) 地域包括支援センター運営協議会との連携

地域包括支援センター運営協議会は、センターの適切な運営の確保並びに公正・中立性の確保等を図る観点から、各市町に設置されています。地域の様々な関係者が運営協議会に参画しており、センターの活動内容等の地域へのPRや地域の社会資源との連携体制の構築、さらには、社会資源の開発等、非常に重要な役割を担っています。

しかし、実態調査によると、地域包括支援センターと運営協議会の連携は十分に取られていないことが明らかになりました（図5、6）。

地域包括支援センターがネットワークを構築する際には、運営協議会と緊密な連携を図り、必要な支援を受けられるよう働きかけることも求められます。

図5 運営協議会の開催状況を把握しているセンター

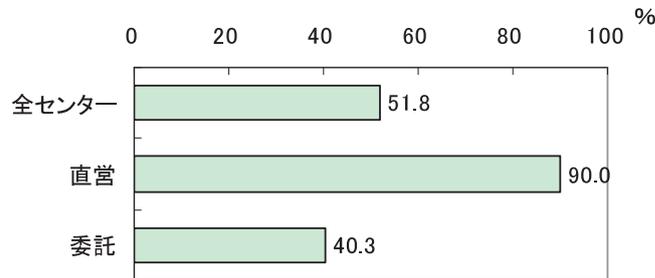
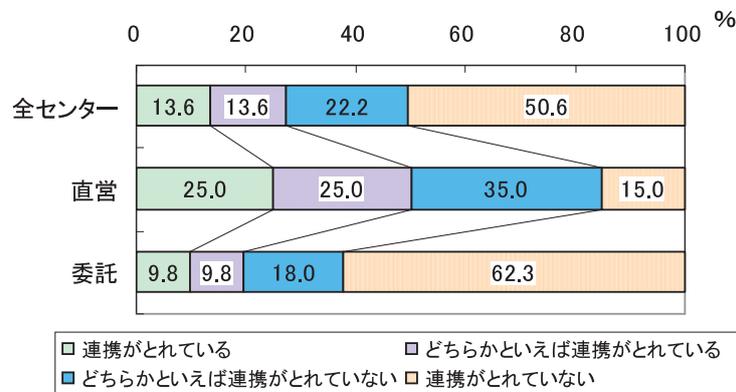


図6 運営協議会との連携状況



### (2) 情報の共有と個人情報の取扱い

地域包括支援センターでは、高齢者からの相談などにより高齢者に関する様々な情報を得ることとなります。支援に必要な範囲の関係者に対して、これらの情報を提供してもよいかどうかについては、あらかじめ本人の同意を得ておく必要があります。

また、ネットワークにおいて高齢者を支援するためには、構成員の間で当該高齢者に関する情報の共有化を図ることが必要となります。

そのため、ネットワークの目的や情報共有の必要性について当該高齢者に対し説明するとともに、他の構成員に情報提供をおこなう場合があることについて、あらかじめ同意を得ておくことが求められます。その際、理解を得られやすいよう、ネットワークの目的や活動内容、構成員などを紹介する資料を準備しておくことが望まれます。

### 3 地域包括支援センターのネットワークに係る実態調査の集計結果

#### 【調査の概要】

■調査の対象：県内の地域包括支援センター 84か所（直営19、委託65）

■調査の方法：市町村の担当課を通じて各地域包括支援センターへの調査票配付・回収  
（調査時期：平成23年9月 回収率100%）

#### (1) 地域住民へのセンターの周知

① 貴センターの存在や活動状況は、地域住民に周知されていると思いますか。（単数回答）

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
十分に周知されていると思う。	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
ある程度周知されていると思う。	14	47	61	73.7%	72.3%	72.6%
あまり周知されていないと思う。	5	18	23	26.3%	27.7%	27.4%
ほとんど周知されていないと思う。	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
総数	19	65	84	100.0%	100.0%	100.0%

#### 【周知されていないと思う理由】

訪問時に初めて聞く名前だと言われる。

げんき応援高齢者等の訪問をしていて、初めて包括の存在を知ったという人が多い。CM、HHなどは名称・内容共に周知されていると思うが、包括の活動内容は理解されていないことが多いように感じる。

地域内のいろいろな団体の役員等には知られていても一般の方にはあまり知られていない。高齢者には知られていても、介護者世代や若い人にはあまり知られていない。

二次予防対象者把握の際に訪問するも、訪問を不信に思う方が多数ある。

個人自宅に訪問した際、名称を始めて聞いたという人が多い。

若い年齢層の人は、実際、身近な問題にならないと興味関心がもてない。

地域の自治会役員、民生委員、地域福祉協力員など日頃接している人には良く知られるようになった。

若者世代に周知されていない

包括名、包括所在地、包括の業務内容について、知らないと言う声が多い為。

地域会議等で地区役員より地域に周知されていないとの声が出ています。

相談に来る方に、「市からの通知をみて連絡した」、「〇〇に相談したら、ここに連絡するように言われた」ということが多いため

市の広報や地域に出向いてのPRを実施しているが、介護が必要な状況に置かれて居ないと関心が薄い為。

当事業所のPR不足というのもあるが、地域住民も必要に迫られないと、関心が希薄である。包括の名称も長く覚えづらいと思われる。

直営から委託されたことなどを市や社協の広報誌などで周知しているが、より興味をもって読めるようなもので周知できればと考える。

広報活動不足

民生委員さんからの相談などはあるが、住民の方からの直接センターへの相談が少ないため。

実態把握で訪問した際、知らない方が多い為

面識のある方でも、まずは直接市役所(支所)へ相談していることより

1. 要支援や困難ケースなど、地域づきあいから離れてしまった方の個別対応が主であるため、具体的活動が目に見えない。2. 健康教室などで出会いがあっても、その際住民としてはまだ遠い将来のこととしてしか受け止めていないので、困難に直面しても思い出していただけないで、結局は行政機関から相談が来るなどの実態がある。3. 民生委員などの会議でPRを行っても、個人の意識までにはかかわることができないため、効果があまりない。

PRの不足。

周知活動が消極的

アンケートにおいて、約 5 割の方が地域包括支援センターについて知らないと回答していた。

初めて聞いたという高齢者が多い

関わりがなかった住民にまでは周知されていないと思われる。初回相談時存在を知ったという人も多いため。

町営のため役場の職員として対応していると思っている住民が多い。

- ② 地域住民の方に貴センターの存在や活動状況を知っていただくため、何か独自の取組を行っていますか。(単数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
行っている	19	65	84	100.0%	100.0%	100.0%
行っていない。	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
総数	19	65	84	100.0%	100.0%	100.0%

- ③ 独自に行っている場合、具体的にどのような方法で行っていますか。(複数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
パンフレットの配布・ポスターの掲示	14	61	75	73.7%	93.8%	89.3%
ホームページの開設	8	18	26	42.1%	27.7%	31.0%
広報誌等の発行	4	18	22	21.1%	27.7%	26.2%
テレビ・ラジオの活用	3	0	3	15.8%	0.0%	3.6%
説明会等の開催	3	17	20	15.8%	26.2%	23.8%
地域の集会等への参加	14	51	65	73.7%	78.5%	77.4%
介護予防教室の開催	19	56	75	100.0%	86.2%	89.3%
家族介護教室の開催	11	38	49	57.9%	58.5%	58.3%
認知症サポーター養成講座の開催	17	53	70	89.5%	81.5%	83.3%
関係機関等が主催する会議への参加	13	51	64	68.4%	78.5%	76.2%
市町村の広報媒体の活用	15	32	47	78.9%	49.2%	56.0%
その他	3	11	14	15.8%	16.9%	16.7%
総数	19	65	84			

#### 【その他の具体的な内容】

出張相談の開設

地域行事への参加

地域の行事の参加や協力(文化祭・運動会・敬老会・歩け歩け大会など)

地域に向いての無料出張相談会の開催

出張相談会

実態調査などの訪問の際周知活動を実施

老人会行事や、自治会行事へ救護として参加

公民館単位での居場所作り

高齢者に関する便利帳(大平地区)の作成

高齢者状況調査 訪問等の手段により隠れた問題やニーズを発見する。

法人内で行っている市民講座等の利用。

民生委員・老人会・健康推進委員・自治会等の総会時の PR 活動・

毎年開催される地域のお祭りに参加し PR 活動を行っている

福祉まつりや健康まつりへの参加

介護新規申請者の認定調査を地域包括支援センターで実施している。

認定調査時に当センターの業務内容も説明しているため、存在や活動状況も地域住民に周知されていると思う。

④ 貴センターの存在や活動状況を地域住民に理解していただくため、今後どのようなことに力を入れるべきと思いますか。(自由記述)

広報紙の発行の回数を増やす。 イベントの開催。

地域コミュニティセンターとの連携や地域住民がよく利用されるスーパーや薬局との連携

地域行事等への積極的な参加や訪問活動を通し、包括のPRをしていく必要があるかと思います。

講座等を自ら企画、実施し、幅広い世代に直接説明する機会をつくる。各戸配布の広報誌等の発行。

地域住民と今後の地域の在り方について、ビジョンを共有できる場の設定をし、住民の理解者を増やす。地域と協働での事業を展開する。

ホームページの開設や祭りの開催等

定期的にかわら版を発行するなどして、目に触れる機会を多くする。

ある程度名前や役割は周知出来てきていると思われるので、これからも地道に誠実に地域の高齢者の困りごとや相談に対応していき、実績や信頼を積み上げて行くことだと思います。また、地域のニーズに合わせて、これからも各種講座や教室を開催していきたいと思います。

若年層へ地域包括支援センターの存在を知っていただく。

・活動状況の見える化。資格、数値での報告。・地区内関係諸団体との協力(行事等を通じ、より顔の見える関係で)

地域住民に対しての周知活動の強化

認知理解度に地域差がある為、認知度の低い地域に対し重点的に行事(相談会・講習会等)を仕掛けたり地域主催のイベントに積極的に参加したりする。また、包括個々のPR活動だけでは限界がある。行政やメディアで、もっと周知していけば、より広がると感じる。

学習会・講座等は開催できるが、やはり総合相談業務において丁寧に誠意を持って対応、問題解決の方向性をつけていく力量が、最終的に包括の信頼度・周知度を高めるのではないかと思う。

認知症(予防、サポーター養成)、介護保険(予防、サービス利用方法)、消費者被害など高齢者が直面し困っていることなどに関する講座や、ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食会や老人会などの集まりにおいて、認知症など高齢者の関心のある講話の際に、地域包括支援センターの活動状況などについて説明し理解してもらう。

地域に出向き、病院だけでなく商業施設や社会資源となるところへの周知を図っていく。

老人会・食事会へ出向き、説明会を開催していく。

民生委員、自治会、老人会福祉協力委員などへ周知活動を継続して実施していく

地区の道路清掃など、地域住民と一緒に汗を流し、地域に奉仕するような目に見えた形での活動をしていく。包括の本来業務ではないが、包括職員の顔と名前を売る為にも重要なものとする。

単位自治会ごとの小単位での集会に参加し周知していく。

認知症サポーター養成講座や公民館単位での居場所作りなどなるべく地域に出る機会を作る。

相談会などの開催

地域の皆様、各関係機関の方々に対しての、日々の訪問・周知活動を通し、地域包括支援センターについてご理解いただけるよう継続して取り組んでいく。

地域での集会等への参加。住民参加の機会を作る。

地域のサロンや自治会単位での相談会などの実施。

サロンや自治会の集まる機会に、説明を行う。

現在も機会ある毎に会合や行事に参加し「顔の見える関係」づくりに心がけているが、更に効率的・効果的な働きかけを検討し実践していく。また、一つ一つの事例を大切に、信頼していただける包括に努める。名称が難しく覚えてもらえないので、親しみやすい名称にすることも必要かと思われる。

当センターは、大平健康福祉センター(ゆうゆうプラザ(入浴施設を備えた複合施設))内にある事から、不特定多数の方の出入りがあり、施設利用し存在を知る方も多く来所相談を含めた相談者は多い。ただ、予防教室等の各教室開催の状況に関してはPRが必要と思われる。地域づくりを含めた介護予防事業の展開が今後の課題である。

地域の公民館等へ出向き介護予防等の教室を開催しながら包括支援センターの役割を周知  
町内の集まり等に出向き包括支援センターの職員の顔が見える関係つくる。事例等をあげ包括の仕事の紹介を  
行う。自立支援についての近隣の協力や連携の橋渡しをする。

包括支援センターの特殊性を出していく。今まで行った PR 年齢層や手技を別の角度から行う。

各町会の集会(総会等)に参加し包括支援センターの説明や PR をする。

各町内の集まりに参加させていただき、地域の方と包括職員の顔が見える関係を作る。気軽にご相談いただける  
ような関係作りをしていく。

地域関係機関等の集会等への積極的参加。

地域で行われるイベント等に参加させていただき、独自の PR 活動をさらに積極的に行っていく。また、ほっとホーム・サロンなどに出向き、周知を促していく。

広報誌の配布。地域の老人会、サロン等の訪問で連携を深めたり、ミニ講座や認知症サポーター講座を開催する。地域向けイベントの実施。

介護予防講座や認知症サポーター養成講座等を積極的に開催し、顔の見える関係になっていくことが必要だと思います。

「要支援」者へのケアマネジメント業務が取り除かれるのであれば、民生委員、自治会長、自治会の会合、老人クラブ活動等へ積極的に出向き、啓発し、お互い顔の見える関係(ネットワーク構築)を築くことに力を入れるべきと思う。

地域(自治会、民生委員)が協力的に周知活動を継続しているため、今後も協力しながら進めていく。

地域の地区組織活動(老人クラブ、自治会等)に参加し、周知する。

地域の集会等への参加で理解していただく機会を得るようにしたいと思う。

民生委員を始めとして地域に直接出向いて PR したり、地域住民から相談対応に対しても常に連携が取れる状態(守秘義務を守りながら)にしていきたい。

シルバー人材センターなどで行事を実施する際に参加させていただき、包括の PR をしたい。

高齢者の方だけではなく、あらゆる世代の方に地域包括センターの役割を知っていただくことが必要

関係機関や地域主体の会議や行事等への積極的な参加、及び地道な訪問活動の実施

若い世代(介護者)への周知活動方法を検討する必要がある。

身近な民生委員との関わりを深めていく必要がある。

医療機関や高齢者が集まる施設へのポスター掲示。高齢者が参加する老人クラブ、スポーツクラブ、体育館、公民館事業への事業協力。自治公民館等への事業協力。社会福祉協議会への事業協力。民生委員、自治会との連携強化と事業協力。

実態把握をはじめ ゲートボールやグラントゴルフなどの練習会場に顔を出すなど 積極的に高齢者との接触の場を持つこと

健診や地域のイベントの際の広報活動。

自治会等への周知、若い世代の人にも知ってもらおう周知活動。

包括の活動内容の周知

地域住民が多く集まるイベントや集会への参加 関係機関(社協、民生員、自治会長など)との連携

更なる広報活動を継続。

見守りネットワーク、キャラバンメイト、介護予防教室等を増やす。

地域ネットワーク構築支援や認知症サポーター養成講座、介護予防講座等を地域で開催する機会を多くするなど。

自治会や町内会、あるいはそれよりも小規模での包括の説明会や悩み事相談会などを行っていききたい。認知症サポーター要請講座を通して地域とのつながりを作っていきたい。

自治会や町内会、あるいはそれよりも小規模での包括の説明会や悩み事相談会などを行っていききたい。認知症サポーター要請講座を通して地域とのつながりを作っていきたい。

積極的に地域に出向く活動を行っていく。

①区長会等の集会に参加しPR活動を行う。②広報誌等を利用し、包括支援センター活動内容を掲載する。

地域の集会などに参加し活動内容を説明する。

区長会、民生・児童委員会、老人クラブ、各自治会等の会議へ参加し、地域包括支援センターの活動内容を紹介する。

## (2) センターにおける地域の社会資源の把握・連携状況

- ① 下記の「地域の社会資源」について、貴センターにおける各資源の把握状況や連携状況等をお答えください。(複数回答)

【実数】

地域の社会資源の名称	実数(か所)								
	把握している			連携している			情報を共有している		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体	直営	委託	全体
自治会、町内会等の地区住民組織	18	55	73	13	36	49	5	17	22
老人クラブ	18	56	74	13	32	45	4	8	12
家族の会	12	33	45	8	17	25	4	11	15
NPO、ボランティア団体等	14	37	51	9	25	34	1	9	10
個人ボランティア	9	17	26	4	9	13	0	6	6
商工会議所・商工会	13	21	34	4	5	9	0	0	0
商店、事業者等	15	29	44	7	13	20	1	3	4
郵便局・金融機関	16	44	60	10	17	27	2	5	7
社会福祉協議会	19	61	80	19	52	71	12	30	42
民生委員	19	65	84	19	64	83	18	49	67
他の地域包括支援センター	16	60	76	12	55	67	9	37	46
在宅介護支援センター	11	29	40	9	23	32	4	15	19
福祉協力員	3	30	33	3	25	28	2	13	15
介護相談員	4	15	19	4	7	11	2	6	8
介護支援専門員	18	65	83	18	62	80	15	40	55
介護サービス事業所	18	63	81	18	56	74	11	37	48
医師・医療機関	18	65	83	14	56	70	8	25	33
警察	18	57	75	17	35	52	8	11	19
消防	16	41	57	13	9	22	4	4	8
弁護士等の法律専門機関	11	30	41	5	16	21	2	5	7
保健センター	18	53	71	15	31	46	13	15	28
消費生活センター	15	53	68	9	33	42	3	15	18
福祉事務所	18	53	71	15	45	60	10	28	38
行政(介護保険・高齢者福祉担当部署)	19	64	83	19	63	82	16	52	68
行政(その他の部署)	13	36	49	12	27	39	9	14	23
その他	6	8	14	6	8	14	4	5	9
総数	19	65	84	19	65	84	19	65	84

【割合】

項目	割合(か所)								
	把握している			連携している			情報を共有している		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体	直営	委託	全体
自治会、町内会等の地区住民組織	94.7%	84.6%	86.9%	68.4%	55.4%	58.3%	26.3%	26.2%	26.2%
老人クラブ	94.7%	86.2%	88.1%	68.4%	49.2%	53.6%	21.1%	12.3%	14.3%
家族の会	63.2%	50.8%	53.6%	42.1%	26.2%	29.8%	21.1%	16.9%	17.9%
NPO、ボランティア団体等	73.7%	56.9%	60.7%	47.4%	38.5%	40.5%	5.3%	13.8%	11.9%
個人ボランティア	47.4%	26.2%	31.0%	21.1%	13.8%	15.5%	0.0%	9.2%	7.1%
商工会議所・商工会	68.4%	32.3%	40.5%	21.1%	7.7%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%
商店、事業者等	78.9%	44.6%	52.4%	36.8%	20.0%	23.8%	5.3%	4.6%	4.8%
郵便局・金融機関	84.2%	67.7%	71.4%	52.6%	26.2%	32.1%	10.5%	7.7%	8.3%
社会福祉協議会	100.0%	93.8%	95.2%	100.0%	80.0%	84.5%	63.2%	46.2%	50.0%
民生委員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	98.8%	94.7%	75.4%	79.8%
他の地域包括支援センター	84.2%	92.3%	90.5%	63.2%	84.6%	79.8%	47.4%	56.9%	54.8%
在宅介護支援センター	57.9%	44.6%	47.6%	47.4%	35.4%	38.1%	21.1%	23.1%	22.6%
福祉協力員	15.8%	46.2%	39.3%	15.8%	38.5%	33.3%	10.5%	20.0%	17.9%
介護相談員	21.1%	23.1%	22.6%	21.1%	10.8%	13.1%	10.5%	9.2%	9.5%
介護支援専門員	94.7%	100.0%	98.8%	94.7%	95.4%	95.2%	78.9%	61.5%	65.5%
介護サービス事業所	94.7%	96.9%	96.4%	94.7%	86.2%	88.1%	57.9%	56.9%	57.1%
医師・医療機関	94.7%	100.0%	98.8%	73.7%	86.2%	83.3%	42.1%	38.5%	39.3%
警察	94.7%	87.7%	89.3%	89.5%	53.8%	61.9%	42.1%	16.9%	22.6%
消防	84.2%	63.1%	67.9%	68.4%	13.8%	26.2%	21.1%	6.2%	9.5%
弁護士等の法律専門機関	57.9%	46.2%	48.8%	26.3%	24.6%	25.0%	10.5%	7.7%	8.3%
保健センター	94.7%	81.5%	84.5%	78.9%	47.7%	54.8%	68.4%	23.1%	33.3%
消費生活センター	78.9%	81.5%	81.0%	47.4%	50.8%	50.0%	15.8%	23.1%	21.4%
福祉事務所	94.7%	81.5%	84.5%	78.9%	69.2%	71.4%	52.6%	43.1%	45.2%
行政(介護保険・高齢者福祉担当部署)	100.0%	98.5%	98.8%	100.0%	96.9%	97.6%	84.2%	80.0%	81.0%
行政(その他の部署)	68.4%	55.4%	58.3%	63.2%	41.5%	46.4%	47.4%	21.5%	27.4%
その他	31.6%	12.3%	16.7%	31.6%	12.3%	16.7%	21.1%	7.7%	10.7%

② 貴センターが把握している地域資源について、どのような方法で情報を整理していますか。(複数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
地域資源リストをセンターが自ら作成	8	35	43	42.1%	53.8%	51.2%
地域資源マップをセンターが自ら作成	2	23	25	10.5%	35.4%	29.8%
他の機関等が作成した地域資源リスト・マップ等を活用	10	35	45	52.6%	53.8%	53.6%
その他	2	4	6	10.5%	6.2%	7.1%
総数	19	65	84			

## 【その他の情報整理の方法の具体的な内容】

主に独り暮らしの高齢者が風邪をひいて寝込んだ状態をイメージして、そのような状況になった時に何が必要か？を考え商店に理解を得ながら調査した。

関係部署にて情報の確認

直接各関係機関に出向き、パンフレットや小冊子などをいただき、ファイルして活用している。

鹿沼地区介護支援専門員連絡会作成の「鹿沼地区介護サービス事業者情報」の活用。

特に名前をつけず、情報提供出来る様ファイリングしている

行政で作成しているリーフレットなどを利用

高根沢町在宅福祉ネット 施設紹介冊子の作成

## 【自ら作成しているリストの具体的な名称】

地域資源リスト	生活支援地域マップ	認知症地域資源マップ
社会資源リスト	サービス一覧	関係機関連絡先
社会資源ファイル	医療福祉のしおり	地域資源連絡先一覧表
地域特性リスト	生活・移送・権利擁護・認知症支援リスト	介護保険サービス事業所情報
べんり帳	移送サービスネットワーク一覧表	高齢者福祉サービスリスト
福祉便利帳	サロン一覧表	独居・高齢者世帯リスト
困ったときの便利帳	市内医療機関一覧	特になし
高齢者に関する便利帳	行政機関、関係機関一覧表	特別の名称はない
福祉のお役立ち情報		

## 【自ら作成しているマップの具体的な名称】

地域資源マップ	生活支援地域マップ	特別の名称はない
生活マップ	地域資源リスト	認知症しとこブック
社会資源マップ	地域特性リスト	福祉マップ
地域社会資源マップ	医療福祉マップ	介護・医療福祉マップ

## 【他の機関から入手しているリスト等の名称】

介護保険サービス提供事業所名簿	民生委員名簿と高齢者実態調査名簿
介護保険サービス事業所名簿	老人クラブ会長一覧
介護保険事業所ガイドブック	ボランティア団体名簿
事業所案内綴	自治会役員名簿
事業内容、ケアマネ情報	見守り計画一覧表
介護保険事業所一覧、福祉施設一覧	主治医との連絡方法、介護支援員事業所マップ
保健福祉サービス	介護保険事業マップ
相談のしおり・他	ケアマップ
福祉のお役立ち情報	防災マップ
もの忘れ外来一覧	福祉マップ
食生活応援ネットワーク・生活支援応援ネットワーク	介護サービス提供事業者マップ
介護保険サービスのご案内	高齢者おたすけマップ
高齢者保健福祉サービスのご案内	地域マップ
高齢者サービスガイドブック	ケアマネージャーガイドライン
高齢者福祉サービスのご案内	安心すこやかささえあい
高齢者のための在宅福祉サービス	食生活ネットワーク、移送サービス、生活支援サービス
高齢者のための施設サービス	行政機関やその他の機関が作成したリスト等を使用

## 【リスト等の入手先】

県の担当課	NPO 法人
市町の担当課	社会福祉協議会
老人福祉施設協議会	栃木県ホームページ等
サービス事業者	すずめフレンズ連絡会
医師会	豊かな郷づくり推進協議会
ケアマネ協会、ケアマネ協議会	市直営の地域包括に委託の地域包括が協力し作成
直営の地域包括支援センター	

- ③ 貴センターにおいて、地域の社会資源との間で情報を伝達・共有するための体制を整備していますか。(単数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
整備している	13	12	25	68.4%	18.5%	29.8%
整備していない	6	53	59	31.6%	81.5%	70.2%
総数	19	65	84			

- ④ 整備している場合、どのような方法で情報を伝達・共有していますか。(複数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
電話(連絡網の作成等)	6	6	12	46.2%	50.0%	48.0%
FAX(伝達様式の作成等)	1	4	5	7.7%	33.3%	20.0%
電子メール(メーリングリストの作成等)	1	4	5	7.7%	33.3%	20.0%
連絡会議等の開催	9	10	19	69.2%	83.3%	76.0%
その他	1	1	2	7.7%	8.3%	8.0%
総数	13	12	25			

## 【その他の情報伝達・共有方法の具体的な内容】

訪問、来所の際、情報を伝達し共有している

電話については、連絡網でなくリストを活用。

在宅介護支援センター連絡会の年5回の定例会に参加。鹿沼地区介護支援専門員連絡会の毎月の定例会に参加。

随時、連絡調整をしている

- ⑤ 貴センターの主催により、地域の社会資源の連携等を目的とした会議等(地域ケア会議等)を開催していますか。※個別のケース会議は除く。(単数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
開催している	11	34	45	57.9%	52.3%	53.6%
開催していない	8	31	39	42.1%	47.7%	46.4%
総数	19	65	84			

⑥ 開催している場合、その具体的な内容を記入してください。

【会議等の具体的な名称】

主な内容	回答数	左記以外
地域会議	21	高齢者支援担当者会議、高齢者ネットワーク推進会議、ふれあい相談員研修会、民生委員との連携協力会議、地区社協連携協力会議、施設長会議、合同会議
地域ケア会議・地域包括ケア会議	10	
ケアマネジャー連絡会議等	4	
高齢者支援連携協力会議	3	
サービス事業者研修会・交流会等	3	

【会議等の開催頻度】

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
年1回	1	5	6	9.1%	14.7%	13.3%
年2～3回	2	9	11	18.2%	26.5%	24.4%
年4～5回	1	11	12	9.1%	32.4%	26.7%
年6～11回	5	6	11	45.5%	17.6%	24.4%
月に1回以上	2	3	5	18.2%	8.8%	11.1%
総数	11	34	45			

【会議等の具体的な構成員】

主な内容	回答数	主な内容	回答数
民生委員児童委員関係者	36	介護サービス事業所・施設関係者	12
社会福祉協議会関係者	30	介護支援専門員	12
自治会・コミュニティ関係者	23	駐在所等の警察関係者	4
福祉協力員・ふれあい相談員	16	在宅介護支援センター関係者	6
市町村の関係部署	15	医師等の医療機関関係者	4
老人会・老人クラブ	12	ボランティア	3
上記以外：介護者の会、ソーシャルワーカー、婦人会、育成会、健康福祉センター、障害者福祉連合会、交通安全協会、防災支援協議会、コミュニティ、地域支え合いアドバイザー			

⑦ 開催していない場合、その理由を具体的に記入してください。

地域資源の一覧までは作ったが、包括内で日常業務を優先するため、ネットワークを作るための具体的な手法を学ぶ機会もなく、また、知識も身につけていないため、その先のネットワーク化するまでに至っていない。

包括がまだ周知されておらず、地域との信頼関係が構築されていないため。

開催が必要な場面がいままでなかった。

今後実施するにあたり、実施方法について検討中。

一同に会する会議等は特段行っていないが、個別の事例の支援にあたっては必要に応じて関係する機関等と連携が取れているため。

どのようなものにしたらよいか、内容や構成員について検討中

包括では必要時関係機関等とは連絡調整を行い、担当者会議等を開催している。地域ケア会議の主催は高齢介護チームとなっている。

関係部署が同じ課内(建物)にあるため情報収集、連絡が迅速にできるため。

差し迫った問題に遭遇していないため

地域ケア会議は、地域包括支援センター運営協議会と合わせて実施している。包括支援センターでは、『事例検

討会』を開催市、その場で地域資源との連携をはかっている。

個別のケース会議で解決しているため。

随時、個別に対応しているため。

個々の関係機関との連携・調整は実務者レベル(介護支援専門員連絡会や民生委員・見守り隊等)で実施しており、市全体として開催はしていない。

個別での地域ケア会議等において、関係機関に参加要請をかけ、参加してもらっている為、改めて社会資源の連携等を目的とした会議は行なっていない。

個別のケースでの地域ケア会議は開催しているが、構成員の決まった地域の社会資源の連携を目的とした会議までは開催できていない。

方法が分からない。

地域ケア会議としては、困難事例等の個別ケース対応に業務が追われているため。

事業所として個別ケース支援を中心に業務を費やしている現状がある。

広い地域であるにもかかわらず、地域包括支援センターが1箇所運営されており、地域の実情が見えにくく、個別での連携に留まっている。

調整が難しい。

包括の周知が中途半端で具体的な議題が提示できない。

見守りや支援が必要と思われる地域住民の情報が集まりやすいサークル等に声かけすることで情報把握が行える。

個別ケースの担当者会議に、地域資源の提供者をお招きする形を取っている為。

権利擁護の関係等で、行政側と個別には開催している。

介護支援専門員と包括の連絡会で困難事例の解決にむけての検討会は行っています。

個々のケース対応に追われており、地域ケア会議等を開催するまでに至らないため

個々の事例では担当者および関係機関に集まってもらい会議を開いているが、多岐の職種や役割にわたるので意思統一した定期的な会議の開催はやっていない。

いまだ連携を図るための会議等を開催するに至るまでの関係性の構築や連携を図れておらず、今後当機関の更なる周知や連携の強化を図り、その上で具体的な連携を図るべく、会議等の開催に至れるよう努力していく

①日々の訪問活動などで時間に余裕がなく開催できない ②地域ケア会議をどのように開催したらよいのか方法がわからない。

業務が追いつかない

業務多忙で、手が回らない

市(高齢福祉課)の主催による個別ケース会議に参加することがほとんど。必要時にそれぞれの会議に出席し伝達している。

なし

個別ケース会議で問題解決できている。困難事例については町主催の地域ケア会議に議案を提出しそこで検討している。

個別ケース会議で問題解決できている。困難事例については町主催の地域ケア会議に議案を提出しそこで検討している。

個別ケース会議は開催している。

⑧ 貴センターにおいて、地域の社会資源と連携した特徴的な取組を行っていましたが、具体的な内容(連携の相手方、取組の内容等)を記入してください。(自由記載)

街角サロンにて、運動の支援やレクレーションについて教えている。

ボランティア交流会

いくつかの自治会・老人クラブ等との情報交換会を時々行っています。

地域の各種団体の行事に参加して、地域住民にセンターの存在と役割を伝えている。連合自治会・・・文化祭、運動会、単位自治会・・・親睦会や健康相談会、老人会・・・歩け歩け大会、体力測定 などに参加させていただいている。その他、地区と連合自治会から発行する広報紙にセンターのスペースをいただいて、高齢者に関わる情報をお伝えしている。

周知活動の一環として認知症、介護保険等の講座を開催しているが、姿川地区社会福祉協議会、姿川 地区

自治会連合会及び姿川地区民生委員・児童委員協議会の各会長連名で、各単位自治会長に、講座の開催等について地域包括支援センターに協力するよう通知を出している。(姿川地区は姿川南部包括と包括砥上げがかかっている。)

出張相談会(やすらぎ荘、国本地区市民センター) ふれあい会食会

町づくり会議(地域内交通)に参加。

・自治会女性協力員の方に、高齢者のさりげない見守りを依頼している。 ・見守りを希望した高齢者の隣の方に、「回覧板手渡し」による声かけ・見守りを依頼している。 ・23年度はネットワーク推進会議と自治会共催にて、「安心安全教室」を自治会公民館を会場に開催を予定している。

ふれあい相談員を包括が担当しているため、毎月民生委員が「ふれあい相談員訪問報告書」を提出に来るため、高齢者の状況や、近況がよく把握できる。また、民生委員の定例会(月1回)には、包括職員も1名は出席する。地区の定例民生委員協議会、みまもり隊の集まりへ包括職員が参加し、特に独居、シルバー世帯に関して現在気がかりなケースや困っているケースについて話を伺い、必要に応じ助言等を行った。民生委員とより密に関わっておくことで、相談しやすい関係づくりを行った。また、地域の医院へ足を運び医師、看護師に包括支援センターについて啓発をすることで、医院から包括に直にケース相談が来るようになり、早い段階での支援(介入)ができるようになった。

地区社協:定期的に情報交換を行い、センターの業務内容や具体的な相談内容、地域のニーズを話し合う。また地区社協に事業の組織化の提案を行い、具体化してもらっている。

安心生活創造事業のモデル事業参加

連携の相手方—大田原市、社協

取り組みの内容—見守り支援体制づくり

社協主催の「小地域福祉ネットワーク研修会」で実際に小地域単位で担当地区全体の住民の方と座談会に参加し、地域の方々の生の声を聞いた。

街中サロンとの連携

特に特徴的な取り組みは現在のところありません

担当圏域内3ヶ所に設置された高齢者サロンへの開催協力(講師派遣等)。

見守りネットワーク

地域自治会の協力により、全自治会に「生きがいサロン」がある。地域の高齢者が週1回公民館等に集まり運動やレクリエーション、趣味活動等を通して介護予防活動や交流をしている。

認知症サポーター要請講座を銀行、民生員、シルバー、老人クラブ等対象に開催している。

認知症サポーター養成講座(銀行、老人会、自治会、理美容店)を開催し、サポーターから支援が必要な方の情報を得る。利用者の地域での資源を壊さず足りない部分を支援していく。隣近所、大家、商店、食堂、医者、美容室、民生委員などと情報の共有、連携を図っている。

地域福祉策定委員会の設立に伴い、緒内の老人会、商工会等との交流に機会を持った。

### (3) 地域における社会資源のネットワーク構築

- ① 貴センターの管轄地域において、日頃から連携が図られているネットワークがありますか。  
 ※ 前記の貴センター主催の会議以外のネットワークを記入してください。貴センター以外の機関が中心となっている場合も含まれます。(単数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
ある	10	22	32	52.6%	33.8%	38.1%
ない	9	43	52	47.4%	66.2%	61.9%
総数	19	65	84			

② ネットワークがある場合、ネットワークの概要を記入してください。

ネットワークの名称	中心となっている機関	ネットワークの目的・取組の概要	ネットワークの構成
中央地区高齢者見守り隊	中央地区社会福祉協議会、連合自治会	向こう三軒両隣を復活させる。地域の見守りを行う。	自治会、民生委員、福祉協力員、包括支援センター
城東地区高齢者見守り隊	連合自治会	「集まりがあってもその場所まで行くのが大変」、「足腰が弱くなりあまり外出しなくなってさみしい」、「買い物が大変になってきた」などの高齢弱者を訪問し、手を差し伸べる。	福祉協力員、自治会長が指名する者が中心で進める。
気づきの事例検討会	地域包括支援センター 2ヶ所	介護支援専門員同志の連携強化及びスキルアップを図る。 グループスーパービジョンを通して対人援助を学ぶ。	包括の担当地区内にある事業所の介護支援専門員及び包括職員
介護サービス事業所情報交換会	地域包括支援センター 5ヶ所	同種サービスの職員同士の連携強化及びサービスの質の向上を図る。	包括の担当地区内にある訪問及び通所サービス事業所の管理者及び包括職員
見守り会議	自治会	1人暮らし高齢者の孤独死の予防	自治会役員、民生委員・児童委員、福祉協力員
うかわ・老人・SOSネットワーク	宇都宮中央・東・南警察	徘徊高齢者の早期発見・保護・アフターケアなど	管内市町村・保健所・福祉事務所・その他多数
横川地区ケアマネジャー情報交換会	よこかわ地域包括支援センター	①CMと顔の見える関係づくり ②スキルアップ	横川地区内居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、地域包括支援センター
見守り活動会議	各自治会	各自治会内の要見守り者等の情報交換	自治会長、民生委員、福祉協力員、包括支援センター
下原定例会	東武下原自治会	地域の見守り、情報共有	自治会、民生委員、福祉協力員
デイホームすみれ西川田運営推進委員会	デイホームすみれ西川田	地域への活動報告、情報共有	地区社協、民生委員、デイホームすみれ西川田職員
ひとり暮らし高齢者安心ネットワーク	地域包括支援センター	見守り活動会議の開催	近隣者、自治会長、福祉協力員、民生委員
富屋、篠井地区町づくり連絡協議会	地区社協、自治会、民生委員、事業者代表者	地域内の交流、連携	
合同打ち合わせ	地区自治会	地区自治会の活動状況報告、ひとり暮らし高齢者の見守り活動状況等についての打ち合わせ。	自治会長、福祉協力員、民生委員。

ネットワークの名称	中心となっている機関	ネットワークの目的・取組の概要	ネットワークの構成
地域福祉研究会	上河内地域自治センター 保健福祉課福祉グループ	地域の課題やその対応策について、自由に意見交換できる場	連合自治会・民生委員・児童委員・保育園・遺族会 老人クラブ・有識者・社協・包括・行政
高齢者に対する緊急初動体制に係る打ち合わせ会	上河内地域自治センター 保健福祉課福祉グループ	高齢者等の安否確認の情報に対して、迅速に対処するため、整備を進める。	民生委員・児童委員・消防署・警察署・社協・包括・行政
行方不明高齢者捜しネットワーク	地域包括支援センター	徘徊などによる行方不明高齢者の早期発見。利用者が行方不明になった時に協力し合うためにはじめた。居宅介護事業所やサービス事業所がシルバーSOSネットワークに加入し協力することで、早期発見につなげる。	居宅介護事業所やサービス事業所等
都賀ケアマネ連絡会	包括	ケアマネの連携・情報交換・研修の場	都賀包括が関わっている居宅事業所
高齢者見守りネットワーク	行政	気になる高齢者の発掘	行政(社会福祉課・いきいき高齢課)、社会福祉協議会、地域包括支援センター、契約した民間事業所(郵便事業所、ガス会社、ヤクルト、新聞配達員)
日常生活圏域会議	地域包括支援センター	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活ができるように支援することを目的に、定期的に月1回開催している。	地域包括支援センター(社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員、窓口担当者)、保健部門保健師、社会福祉協議会
認知症サポーター連絡協議会	高齢生きがい課・包括支援センター	認知症を正しく理解し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる地域支援体制の構築する。住民対象啓発事業	認知症サポーターのメイト
地域高齢者等見守りネットワーク	自治会(現在14地区)	地域が主体となって高齢者等の見守りや訪問を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を確保できるようにするため、区において見守りネットワークを設置し、地域にあった活動を展開する	14地区それぞれ、区長を中心に民生委員やボランティア等
高齢者等情報ネットワーク会議	大田原市福祉課	高齢者の情報交換と連携のため	地域包括支援センター、福祉課、高齢いきがい課、社会福祉協議会
高齢者見守りネットワーク事業	地域包括支援センター	支援の必要な高齢者の早期発見及び早期対応を目的とし、H20度に立ち上げ、H21年度登録事業所の拡大、H22年度登録事業所の見直し、研修、及び事業の再構築を計るため、地域ケア会議で検討	消防署・警察署・駐在所・シルバー人材センター・介護事業所・医療機関・金融機関・駅・タクシー会社・商店・直売所・民生委員
高齢者見守りネットワーク	下野市高齢福祉課	地域社会全体で高齢者を見守る	民生委員・児童委員・児童院・廃棄物監視員・老人クラブ連合会・ボランティア連絡協議会・自治会・電力会社・メーター検針員等
高齢者見守りネットワーク事業	市高齢福祉課	地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有する全ての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組む	住民、民生委員、市役所、包括、社協、老人クラブ、V連、自治会、配食サービス、新聞販売店、金融機関、電力会社、水道メーター検針員等
独居高齢者見守り活動	社会福祉協議会	小地域を単位として独居老人などの要援護者を対象とした見守り活動を行うものであり、広く住民の協力を得ながら地域社会の福祉的機能を再構築あるいは創造して地域社会全体でネットワーク組織を形成していく	福祉委員、自治会長、民生委員、包括、近隣住民、老人クラブ、ヘルパー、保健師

ネットワークの名称	中心となっている機関	ネットワークの目的・取組の概要	ネットワークの構成
市貝町見守りネットワーク	地域包括支援センター	高齢者が家族や地域社会から孤立することを防止し、問題を早期に発見することで、住み慣れた地域で安心した生活ができるようサポートする。	高齢者、協力事業者、地域包括支援センター、見守り協力者等
みまネット	地域包括支援センター、社会福祉協議会	在宅高齢者の見守りを実施し、日常生活の異常を早期発見することで早期支援ができ、安心して生活できる環境を作る。	町内訪問系事業所、町、社会福祉協議会、民生委員、自治会
みまわり隊	稲毛田自治会	在宅高齢者の見守りを実施し、日常生活の異常を早期発見することで早期支援ができ、安心して生活できる環境を作る。	稲毛田自治会役員、班長、民生委員
野木町安全・安心見守りネットワーク	町役場	在宅の要介護者を地域で見守り、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する	要介護者、見守り協力員、町、地域包括支援センター
見守りネットワークの構築	役場保健福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター	独居、高齢者世帯等を地域全体で見守り、孤立させない様にあらゆる資源を活用し見守ること。	地域の見守り隊、老人クラブ、民生委員、ケアマネ、介護保険事業所
高根沢町在宅福祉ネット	高根沢西地域包括支援センター	サービスをネットワーク化し、地域のニーズの掘り起こしや、質の高いサービス提供のできる環境づくり	町内の介護保険事業所、障害児者事業所、社会福祉協議会等全事業所(16団体)
見守りネットワーク会議	健康福祉課	地域の見守り体制の構築について	健康福祉課・社会福祉協議会

③ 地域において社会資源のネットワークが効果的に機能するためには、どこがネットワークの中心を担うべきと考えますか。(単数回答)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
行政(高齢者福祉所管課等)	9	28	37	47.4%	43.1%	44.0%
地域包括支援センター	8	24	32	42.1%	36.9%	38.1%
社会福祉協議会	1	7	8	5.3%	10.8%	9.5%
その他	0	7	7	0.0%	10.8%	8.3%
無回答	1	0	1	5.3%	0.0%	1.2%
総数	19	65	84			

- ④ 地域包括支援センターが、地域の社会資源のネットワーク構築を進めていくために、何が課題となっていると考えますか。(特に課題と考える3項目を選択)

項目	実数(か所)			割合		
	直営	委託	全体	直営	委託	全体
地域包括支援センター職員の意識・資質	7	25	32	36.8%	38.5%	38.1%
関係機関の理解・協力	10	29	39	52.6%	44.6%	46.4%
地域住民の理解・協力	10	28	38	52.6%	43.1%	45.2%
行政の理解・協力	4	15	19	21.1%	23.1%	22.6%
ネットワークづくりのためのノウハウがない	7	33	40	36.8%	50.8%	47.6%
ネットワークづくりを行う余裕がない	9	40	49	47.4%	61.5%	58.3%
個人情報保護の観点から関係機関と情報共有ができない	6	21	27	31.6%	32.3%	32.1%
その他	1	2	3	5.3%	3.1%	3.6%
総数	19	65	84			

- ⑤ 地域包括支援センターにおいて、地域における社会資源のネットワークを構築していくために、工夫していることや効果的な取組などがありましたら、記入してください。

地域の回覧に使用したり、訪問時に持参している包括のチラシに職員の写真と名前を入れている。これをしていくことで、初回の訪問でも“顔を知っている”と言ってもらえることもある。

当センターが運営する事業を地域で実践する場合には、連合自治会による了解を得た後に実践する。その際には、住民感情に配慮をし、あまり前面に出ない様にする。

個々の事例等を通して、信頼関係を深めることが大切ではないかと思えます。

小さなネットワークから大きなものへ発展させていかれたらいいな、と思い、まずは小さな単位自治会で介護予防教室を開き、まとめようと取り組み中です。

積極的に地域と連携を図り、顔なじみの関係になる。

見守り活動会議(自治会情報交換会)を定期的に開催し、自治会内でのネットワーク構築への働きかけをしている。

地域会議や見守り活動会議の場で、事例を簡単に紹介して、自分たちの生活圏で起きていることを実感してもらうことで、地域包括支援センターの具体的な活動を理解してもらう。

医療、福祉、介護、地域を職員が常に把握し、情報を積極的に収集、即対応していく

勤務時間に関係なく、地域からの行事や会議への出席要請は断らないようにし、顔の見える関係づくりに取り組んでいる。また老人クラブ連合会や地区の役員に、地区の行事や催しの際には声をかけてほしいと、何度となくお願いしている。

各自治会単位など小さな単位でのネットワーク構築に努めている。そうすることで民生委員や福祉協力員、自治会長などと顔の見える関係作りができてきた。

広報活動、ネットワーク学習会等への積極的な参加、関係機関への訪問・情報交換、地域役員の方々との信頼関係・気軽に相談できる関係構築に努めている。

足利市の既存の地区組織は、見守りネットワークをそれぞれの地域に応じた方法で構築している。そのような地域の特性を理解したうえで連携を図っていくことで地域包括支援センターの活動が活かされる。

包括がネットワーク作りをしているというPRを積極的に行っている。(地区社協、自治会、老人会、ボランティア会、サロンなどの集まりに出向いて)情報として得た社会資源は、実際に使ってみる。社会資源となりそうなものは情報として把握している。

行政がネットワークを構築しようと考えても、対象の機関や住民等がその必要性を感じていなければ、構築すること自体が難しく、関係機関等を集めて会議を行っても形骸化してしまう。そのため、実際に対象の機関や住民が困るような事例が発生したタイミングで、積極的に訪問を行う、ケース検討会等に出席してもらう等のアプローチをする過程で、実際に機能する生きたネットワークの構築を図っている。

会議は月に1度、定例的に開催し地域の情報共有を行い、地域の課題やニーズの把握に努めている。また、事例検討を併せて実施しスキルアップを図っている。

センターで行なう事業やその他の機関が行なう事業の成功事例などをお互い共有し、モチベーションを上げるよう努めている。

街中サロンとの連携や認知症サポーター養成講座の開催 民生委員との連携

顔を覚えていただくように、関係機関の会議の場に挨拶に伺ったり地域の公民館まつりなどへの参加を行っている。

地域のネットワークが大切だと地域住民に知ってもらうため、出前講座の依頼があったときには必要性をグループワーク等で学べる内容を提供している。

関わりのあるひとつひとつの事例を大事に各機関と連携していくこと。行政と密に連携を図って、市全体の方向性と整合性を持って展開していくこと。

社会福祉協議会の小地域見守りネットワーク事業とリンクしている。

包括センターの積極的なPR活動

上三川町では社会福祉協議会が現在ネットワーク事業を実施しており、包括支援センターも参加協力している状況です。マップ作成や住民のつながり、声掛けのきっかけづくりなど住民の意識づけのための講座を開催しています。

「face to face」で繋がりが持てるように心掛けている。

各関係機関からの情報提供・共有、足並みをそろえること。

包括PR(地域住民へのPR、ポスター掲示等)

個人のとりまく情報収集、包括PR(地域住民へのPR、ポスター掲示)

行政や、社会福祉協議会との連携を強化していく。

特に高齢者、障害者、児童を分け隔てなく、総合的、一体的に支援が出来るよう、多種わたる資源との協働を目指している。

当町では、身体・精神・知的面・その他支援が必要な方を対象としたネットワーク支援体制を検討しています。

- ⑥ 地域包括支援センターは、地域における支え合いネットワークの中核として機能していくことが期待されていますが、地域のネットワーク構築に対して御意見等がありましたら、記入してください。

設置後間もなく、地域における認知度も高くない現状がある。このような現状の中で、地域包括支援センターが十分なコーディネート機関として機能するか不安がある。我々は委託の立場であり、その思いは更に強い。

地域の支え合いネットワークの構築であるため、地域包括支援センターは、あくまでもコーディネートという立場での支援になる。地域の各種団体長や医療機関等に向けて行政機関等である程度イメージできるような研修や説明会を繰り返しおこなっていただきたい。

地域からの期待は現段階では高まっていない。準備段階といえる。活動を段階的にあげていく為の取り組みへの助言が欲しい。

地域包括支援センターがネットワークの中心を担えるような環境づくりが大切である。そのためには、職員の質の向上及び、業務内容の整理・合理化、地域住民の理解・協力が不可欠である。

ネットワーク構築に関する実践向けの研修を開催してほしい。また、行政の各部署が連携し、包括や地域の人たちが活動しやすい環境をつくってほしい。

地域包括がネットワークの中核にはなりきれない。常に行政側の協力が必要であると思う。

地域ネットワークは、通知や書物等で取得した知識だけでは、具体的なネットワーク作りは無理である。市行政で3日連続のネットワーク研修の計画を立て、ゼロから地域ケア会議開催までのプロセスを明らかにし、各プロセスにおける事例等をふんだんに使った具体的な研修を行い、各地域包括支援センターにネットワークを担当できる職員を養成していくべきである。最近では、市行政主催の職員研修の機会が少ないように思う。市行政担当者も予防業務で忙しいのではないかと感じる。

地域内の会議には積極的に参加することで少しずつでも地域包括支援センターを理解して頂き、初めはとってつけて入れて頂いた会議にもぜひ参加してほしいといわれるようになってきた。中核としてすぐ入ろうとせず、地域にあわせていくことが大切と考えておこなっています。

予防プランの作成などに時間が割かれてしまう。包括本来の業務としてネットワーク構築があるが、そこに時間を

割く余裕が日に日になくなっている。

地域のネットワークづくりは、地域を知ることから始まるので、如何に地域の生活の様子や社会資源や地区組織の方々の顔を知り、関係機関の活動を知ることができるかがネットワークづくりの構築には、影響してくると思われる。現在は、介護予防ケアプランに追われて地域に入り込んで地域の実態を把握するような活動が不十分であるが課題である。

ネットワークをどのように構築したらいいか、方法がわからないので市全体で取り組んで見本となる取り組みをしていただけたらと思います。

地域の中には既存のネットワークがいくつも存在している。会議や協議会等で新規にネットワークの「形」作ることに拘らず、事例を通した訪問活動やケース検討会を通じて、1つのネットワークと他のネットワークを繋げる(それぞれのネットワークの構成員を顔の見える関係にする)ことが重要であり、実際に機能するネットワークの構築につながると考える。また、そもそも「ネットワーク」そのもののイメージや目指すものが、各種機関、住民、包括支援センターや行政職員でも差異が生じており、曖昧で抽象的であることも、構築の難しさの要因になっている。

小さな包括単位での取り組みだけでは効率的な構築ができず十分な機能が発揮できないため、市全体(行政だけでなく社会福祉協議会も含め)としてもネットワーク構築に向けた取り組みが必要である。

日々の相談業務は増加する一方でそれに伴うケースの支援業務量は多い、また包括事業の実施でさえも十分に機能できる人員の確保ができていない。ネットワーク構築に関しては、必要性を認識はしているが、個々の独立した団体を結びつけるスキルに困難を感じ、人員不足もあり優先順位が後回しになってしまうのが現状。

来年度は重点事業として行っていきたい。

地域における支え合いネットワークの中核として機能していくことが期待されていることは承知しておりますが、予防プラン作成、モニタリング、評価、日常生活支援・相談が多く、業務量が膨大で手が回らないのが現状です。

①ネットワークづくりを期待されているが、多くの地域包括支援センターで、行えていない、あるいはやり方がわからずに苦慮しているのが実情。研修会に参加しても自身の担当地区との様々な条件(モデル事業等含む)が異なるため、実際に自身の地域でおこなうのは困難である。②ネットワークアドバイザー制度の活用はどの程度なのでしょうか？

もし、包括支援センターが中核機能を果たすのであれば、ネットワーク構築の前提として、地域住民全体が包括支援センターの役割について理解をしていただいていることだと思う。また、関係機関がネットワーク構築を行う必要性について認識していることも必要だと思う。本来行政が主導するべきことだと思うが、情報共有の部分では行政と委託包括は連携するべきだと思う。それぞれの機関が他機関に丸投げ(例としては、利用者は65歳以上なので、障害を持っていようといまいと、まずは包括に関わるようにと行政から言われる等)するのではなく、本当に機関同士が連携しなければ成り立たないと考える。

現実を考慮するとケース支援に追われネットワークづくりを行う余裕がない。もし地域包括支援センターがネットワークづくりを期待されるには、現体制に加えコミュニティワーカーの配置が必要だと思う。

地域包括支援センターが中核になるが、行政の介護保険、高齢者福祉部署、保健部署、社会福祉協議会との連携や情報の共有などを密にし、地域のネットワークの構築を目指す必要があり、地域のネットワークの構築の必要性は分かっているが、そのノウハウがよく分からないのが現状です。研修などの機会を設けていただければと思います。

業務が多すぎるため包括が中核となるのは現実的ではない。また、地域住民や地域資源との信頼関係がないとできないので、お互いの立場を分かり合い、情報の共有や意見交換を積極的にしていくことが必要と思われる。

委託では限界があるので直営の方が望ましいと思われる。

委託・直営があるが、委託では制限が多すぎる。直営が望ましい。

まず、構築する必要性を地域及び関係者に認識してもらう必要があると思います。同じ意識で取り組まなければ、構築したところで活用に至るネットワークの太さは困難であると思います。全て包括丸投げでやりなさいという形では限界があります。予防プランセンターと化している現実を変えなければ、この本来の業務に着手できない面もあると思います。ケアマネは個人を見て、包括は地域を見る、と言う本来の姿にしていけない限り、地域ネットワーク構築は難しいと思います。

地域が主体にならないと浸透しないし、継続されないと考えている。地域包括支援センターは後方支援をしていくつもりで動いているが、現実的には支援困難事例で追われ、予防と両輪で同時進行するには、もう少し職員数に余裕が欲しい。

業務の中で行う余裕がない現状ですが、ケースを通して少しずつ構築してきているとは思う。今後、関係機関の協

力を得ながら深めていきたいと考えている。

地域包括支援センターの活動前から、各地域によって支え合いネットワークがあったところも多数あります。そういった情報を収集して一緒に活動していくことが大切だと思います。

今後も地域住民お方への地道な訪問活動を展開するとともに、地域の関連機関への周知や連携の強化を図っていきたい

他の地域包括支援センターでの取り組み状況など情報交換の場が欲しい。地域ネットワークを構築するための研修をもっと増やして欲しい。

地域包括支援センターが働きかけていくのは、時間と労力的に難しいので、地域住民が必要を感じていただき、組織を立ち上げ、それをフォローしていく方法のほうが、地域に合ったネットワークができ、継続できるのではないかと考えている。

ネットワーク作りは人と人との地道な連携の積み重ねが重要である。その中で構築された連携を基盤に少しずつ実効性のあるネットワークができつつある。しかし委託の事業所単体では、複数職の配置が困難なこともあり、アンケートの回答として期待される継続性、有効性のある組織的なネットワークをつくるのは、困難だと考える。

ネットワークを構築していく時間の捻出のためには、業務の大半を占めている予防プラン立案についても考えていくことが必要と思われる

包括支援センターと地域は、未だ「公」と「民」の関係であり、今後包括が中核機関として担っていくためには、地域と対等な立場で地域に解け込むことが必要と思われる。

今後、ネットワーク構築に向け、町医師会や介護サービス事業所等関係団体や地域の方々との顔の見える関係で連携していけるよう努めます。更に、新聞配達やガス会社等、家庭を訪問している商店や事業所等との連携についても力を入れていくよう努めます。

個人情報保護があり、地域のネットワークを作る上で支障となっている。

個人情報保護法の誓約により情報の伝わりが希薄になっている。

町の地域特性を生かしながら、将来的には公民館単位程度での生活を定期的に行っていけるようしたい。

ネットワークづくりを中心に行う選任スタッフがいると望ましい。相談業務や介護予防支援事業などが、業務の大半を占めてしまうので。

## 4 地域の社会資源による取組に係る事例集

### ●ネットワーク推進員

#### ～身近な地域における 福祉活動の推進役～

<b>地 域</b>	大阪市
<b>運 営</b>	大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉課
<b>参考サイト</b>	<a href="http://www.nhk.or.jp/heart-net/fnet/info/1112/111207.html">http://www.nhk.or.jp/heart-net/fnet/info/1112/111207.html</a>
<b>内 容</b>	<p>大阪市の取り組み。65歳以上の独居世帯数の割合が全国で最も多い大阪市。大阪市では、すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域における支援体制として地域支援システムを構築し、各区に「地域支援調整チーム」を設置するとともに、概ね小学校区を単位として、連合振興町会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など各種団体で構成される『地域ネットワーク委員会』を設置している。</p> <p>『地域ネットワーク委員会』は、高齢者をはじめすべての住民が健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるような地域ぐるみの取り組みを行うとともに、援護を必要としている方のニーズの発見や相談支援、関係機関への連絡調整、地域での支え合いについての検討などを行っている。</p> <p>また、地域の実情に応じ、様々な地域福祉活動を展開している地域ネットワーク委員の資質の向上を図るために、各種の研修を企画実施するとともに、地域ネットワーク委員会活動に要する経費の一部については、地域社会福祉協議会活動経費とともに、地域福祉活動交付金として交付するなど、地域における支援の推進を図っている。</p> <p>この委員会の事務局として「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」を配置し、地域の老人憩いの家に事務所を開所している。推進員は、委員化の事務局のほか、相談援助活動、ボランティア活動の推進、関係機関との連絡調整などの役割を担っている。認知症の人になにか困り事があれば、すぐに現場に駆けつけ、必要な支援につなげる心強い存在。さらに大阪市では、本人を支援する介護の専門家がトラブルに直面した時にバックアップする「特命の支援チーム」を設置。認知症の専門医や看護師などのスペシャリストが、あらゆる相談に対応する仕組みを作り上げている。</p>

### ●産山村子どもヘルパー活動

<b>地 域</b>	熊本県産山村
<b>運 営</b>	熊本県産山村立山鹿小学校
<b>参考サイト</b>	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/houshi/jirei/03071401/008.pdf">http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/houshi/jirei/03071401/008.pdf</a>
<b>内 容</b>	<p>子どもがひきこもり気味の高齢者を引っ張り出すというユニークな取り組みを行っている。平成12年9月にスタートしたこの「子どもヘルパー」は、村民にも周知されるようになり活躍がますます期待されるようになった。子どもヘルパーの活動は4年生からであるが、学年の継続性をねらい「お便り活動」は1年生から始めており、高齢者との交流に対する意欲や関心を高めている。また、この体験を生かして総合的な学習の時間に子どもヘルパーがなぜできたかのプレゼンテーションや、子どもあるいはサービスを受けている高齢者のアンケート等をもとにした新聞作りを行い、地域に発表して村民の関心を集めている。</p> <p>以下はそのカリキュラムの内容である。</p>

(1) 活動のねらい

- ・本村の課題である高齢化やそれに対応する福祉について関心を持ち、「自分もふるさとを支える地域の一員である。」という意識を高めつつ、高齢化社会への対応を自分なりに考えることができる。
- ・高齢者をはじめ、立場や価値観が異なる人間と共に生きていくという考え方と実践的態度を育む。
- ・高齢者の生きた知識や優しさ、人間の生き方を学ぶことにより豊かな心を育む。

(2) 全体の指導計画

- ・活動の名称 「子どもヘルパー」
- ・実施学年 第4～6学年
- ・活動内容
  - お便り活動：週1回ボランティアポストカードによる安否確認
  - 任命式・学習会等：4月の任命式と3月の活動報告会、学習会の実施
  - お手伝いボランティア等：訪問によるゲームや会話、お手伝いボランティアの実践
  - 福祉施設訪問・交流：高齢者福祉サービスセンター「ほっと館」を訪問し、ゲームや歌等による交流や介護体験
  - 声かけ等：登下校時を利用した「一声かける活動」
- ・教育課程上の位置付け

活動の中心となる独居老人宅訪問は、特別活動（クラブ活動）の時間に位置付けている。

また、任命式・学習会等は特別活動（学校行事）、福祉施設訪問は総合的な学習の時間の福祉学習の導入に位置付けている。お便り活動は学校の創意を生かした教育活動、一声かける活動は登下校時であり、教育課程外である。
- ・実施時期
  - お便り活動：通年、毎週土曜日に届くようにお便りを書く。
  - 任命式・学習会等：4月に任命式、3月に活動報告会（学校行事4時間）
  - お手伝いボランティア等：通年、年間18時間
  - 福祉施設訪問・交流：5年生、6年生の総合的な学習の時間に各3時間
  - 声かけ等：登下校時（随時）
- ・活動場所  
主に校区内の独居老人宅（20軒）及び公民館

## ●高齢者が困った時のお助け一覧表

### —商工会と連携して「宅配店マップ」作成—

地 域	香川県三木町
運 営	地域包括支援センター、三木町商工会
参考サイト	<a href="http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/1105/html/f11.htm">http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/1105/html/f11.htm</a>
内 容	<p>「近くに欲しいものを買う店が減ってきたのも困ったもんや」こうした声が、地域包括支援センターに聞こえてきた。高齢化が進むにつれ、車の運転もできなくなり、前なら行けた離れた郊外型店舗に行けなくなる。それならば商店側に来てもらおう、という発想が『宅配店マップ』につながった。</p> <p>三木町地域包括支援センターでは、この地図を作るにあたり、まず商工会に話をもちかけた。商店で待つだけでなく、宅配といった外に出て商売をするということは、住民サービスに努めながら商店の活性化にもつながる、と積極的に呼びかけに応じてくれた。三木町は、高松市に隣接する町で高齢化率は24%と4人に一人が高齢者という構成である。しかし、山間部では、高齢化率50%を超える地区もあり、買い物一つとってもお困りの方が多い。</p> <p>『宅配店マップ』とは宅配あるいは訪問可能な店舗の店名・電話番号・取り扱い品（食料品や衣料品、日用品等）・配達時間や可能区域・宅配料—などが書かれている。利用したい高齢者は、「電話注文メモ」と呼ばれる用紙（注文した内容や来る人の名前を書けるようになっている）に必要事項を書き出しおき、電話でお店に必要なものを依頼する。中には、散髪や美容業などの出張、買い物代行などのヘルパーさん、電球の取り替えや水漏れ、家まわりのお困りごとまで、電話すれば町内の事業所に来てもらえる。まさに、衣食住を網羅した、高齢者のための「困ったときの一覧表」となっている。</p> <p>『宅配店マップ』に賛同する店舗には、高齢者の『見守り』の一環も意識して欲しいと。訪問時に異常があれば、地域包括支援センターに連絡してもらえれば、保健師や関係機関と連携をとって駆けつけることができる。高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、商店の協力も必要不可欠であるということである。</p> <p>2010年9月に運用が始まって半年。協力店舗に実績を聞くとあまり件数は思うようには伸びていない。『宅配店マップ』自体が超限定情報で、配る人が十分に高齢者に説明しないと、なかなか利用するのにハードルが高いと思われるのかもしれない。手渡した人に話を聞いてみると、「今は使わなくても、困ったときに利用できるという安心感がある」「需要の限られた中で、行政が動いたのは評価できる」と喜びの声が聞こえる半面、「宅配料が無料なのが、逆に心苦しい」「注文には勇気がある」など、利用に躊躇する声もある。</p> <p>今後は、地域に『宅配店マップ』を浸透させ、高齢者のニーズを正しくつかんだマップ作りをしなければならない、と考えている。</p> <p>利用者の声や商店のアイデアを結集し、利用しやすく喜ばれるマップを目指して、地域資源を活かしたものができ上がれば…と、地域包括支援センター一丸となって取り組んでいきたい。</p>

## ●ふれあいの居場所「近隣大家族」

地 域	群馬県高崎市
運営団体	NPO 法人 じゃんけんぽん
参考サイト	<a href="http://www.jankenpon.jp/adress/">http://www.jankenpon.jp/adress/</a>
内 容	<p>高齢者がいつまでも健康で介護を必要とせず、住み慣れた地域で生活するには、高齢者がもっとも望む「地域の人々との温かいつながり」すなわちコミュニケーションの機会を提供することが重要である。特に独居高齢者や高齢者世帯では、家に閉じこもりがちになり、精神的にも肉体的にも弱ってしまい、要介護の状態に陥りやすくなってしまいうため、いつまでも楽しみと生きがいを持ちつつ元気で暮らせるために日常的な出会いをつくる場や機会を意識的に創っていく必要がある。</p>  <p>「近隣大家族」は、子どもから高齢者、障がいのある方が住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らしていくための人と人とのふれあいの場所である。</p> <p>徒歩圏コミュニティとして半径 1km の範囲内に「近隣大家族」という拠点をつくり、介護予防のための活動・たまり場としての利用・居場所づくり・子供とのふれあい・趣味創作活動等の場を提供している。</p> <p>「ボランティアサポーター」が行う配茶サービスを通して独居高齢者、高齢者世帯の見守り・安否確認・訪問交流を図ったり、高齢者と子どものふれあいの場となる「寺童屋（てらこや）」の機能も有している。</p> <p>10 年間の活動を通じて感じているのは、「自分たちの力だけでは決して地域で高齢者を支えることはできない」ということだ。そこで地域住民の力を生かしちょっとした“助け合い”を活性化させようと高すぎず、タダでもないちょうどよいバランスを生み出す“道具”として地域通貨の導入を提案。2002 年から地域元気マネー「しるく」（1 枚 500 円相当）の運用を開始し、地域の商店街も巻き込んだ成功事例として注目された。</p> <p>お茶は無料。ランチは 400 円、こーひー、紅茶は 200 円、チーズケーキ 150 円と、誰でも気軽に食事が楽しめる。毎週月曜日には地元でとれた野菜の朝市も開催している。</p>

## ●うちの实家

<b>地 域</b>	新潟県
<b>運営団体</b>	うちの实家運営委員会
<b>参考サイト</b>	<a href="http://www.sawayakazaidan.or.jp/ibasyo/case/04koushinetsu/uchinojikka.html">http://www.sawayakazaidan.or.jp/ibasyo/case/04koushinetsu/uchinojikka.html</a>
<b>内 容</b>	<p>1997年7月 毎月第3日曜日に山ニツ会館で「地域の茶の間」開催したのが始まり。誰かに会いたい、誰かと話したい、誰かと一緒にお茶のみしたい、行くところがほしいという人々の願いに応えた毎日型の地域の茶の間。子どもからお年寄り、障がいの有無にかかわらず、誰でもいつ来てもいつ帰ってもOK。16畳程度の和室でおしゃべり、縫い物、囲碁、昼寝など思い思いの時間を過ごす。昼食時にはみんながおかずをまわしたり、箸が行き渡っているかを確認したりと一段と活気が出てくる。「いただきます」の号令をすることなく自分のペースで食べはじめ、おしゃべりも続く。みんなが主役の居場所。</p> <p>居場所となっている建物は平屋建ての木造家屋。施設に入所した人の家族が活動を理解し、貸してくれた。場所（空き家）を探していることを聞いた周りの人が見つけてきた。家具は借家のものやもらいもので、食器・調理器具は山ニツ茶の間で使ったもの（主宰者の河田さんが寄付）をそのまま活用している。開催曜日 月、火、木、金曜日、第1・2土曜日、第3日曜日 時間 10:00～15:00、宿泊は18:00～翌9:00まで 利用料 参加費300円、食事代300円、宿泊料1泊2,000円（食事代含まず、要予約） スタッフは食事作りと当番（鍵の管理・全体の目配り・事務）の計2人/1日（手当て460円/時間）。利用者：当初約14人/1日、38人/月（4回開催中） 立ち上げ費用は一口1万（年会費2,000円、寄付8,000円）出資してくれる「夢買人」を募った→150万円、寄付100万円（ある会員が、いつかこういう日がくると思ったと用意してくれていた）</p>





第27回全国健康福祉祭とちぎ大会

## ねんりんピック栃木 2014

咲かせよう! 長寿の花を 栃木路で

平成26年10月4日(土)～7日(火)

### 地域支え合い体制づくり調査研究報告書

～地域包括支援センターの機能強化に向けて～

発行 平成24年3月

発行 栃木県保健福祉部  
高齢対策課(介護保険班)

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20  
TEL 028-623-3148  
FAX 028-623-3925

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/index.html>